

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第5号

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年香川県条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項

に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 審議監、会計管理者、文化芸術局長及び知事公室長
- (2) 議会事務局長
- (3) 監査委員事務局長
- (4) 人事委員会事務局長
- (5) 労働委員会事務局長
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長
- (7) 水道局長
- (8) 病院局長
- (9) 警察本部の地域監、部長その他一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ「公安職俸給表(一)」の職務の級8級以上に該当する職（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が就いている場合の職に限る。）

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職

- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として第14条で定めるものを含む。）に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書（第2号様式）を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職（内部組織の長等の職を除く。）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）別表第1行政職給料表の職務の級7級以上に該当す

る職

- (2) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）別表第1 高等学校等教育職給料表の職務の級4級に該当する職
 - (3) 給与条例別表第4ア医療職給料表（一）の職務の級3級以上に該当する職（給与条例第7条の2に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職に限る。）
 - (4) 給与条例別表第4イ医療職給料表（二）の職務の級7級以上に該当する職
 - (5) 給与条例別表第4ウ医療職給料表（三）の職務の級6級以上に該当する職
 - (6) 給与条例別表第5大学教育職給料表の職務の級4級以上に該当する職（給与条例第7条の2に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職に限る。）
 - (7) 給与条例別表第2公安職給料表の職務の級8級以上に該当する職
- 2 前項第1号に掲げる職には、香川県水道局企業職員の給与に関する規程（昭和43年香川県企業管理規程第2号）第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例によるものとされる場合のこれに相当する職を含むものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる職には、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）第3条第2項の規定により給与条例に規定する給料表の例によるものとされる場合のこれらに相当する職を含むものとする。この場合における第1項第3号の規定の適用については、同号中「給与条例第7条の2に規定する給料の特別調整額」とあるのは、「香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第4条に規定する管理職手当」とする。
- （部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第14条に定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

(任命権者への再就職の届出の手続)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（以下「任命権者」という。）が定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定により、次のとおり承認を申請します。
 この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名	印	生年月日 年 月 日
勤務先（営利企業等）の名称			勤務先における地位（役職等）
連絡先 電話番号（ ） FAX番号（ ）			
勤務先（営利企業等）の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日 年 月 日	離職時の職		
	所属・職	在職期間	職務内容
※ 離職前 5年間 の在職 状況等		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな) ()

氏名

所属

職

職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

注 1 については、該当するものに「レ」を記入すること。

2 ※印の欄は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

任命権者記入欄

受理番号

処理結果区分

- 承認
- 不承認
- 却下 (承認を必要としない)

承認又は不承認の理由

承認番号

処理年月日

年 月 日

第2号様式（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

香川県人事委員会委員長 殿

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名	印	生年月日 年 月 日
所属		職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号